

事務連絡
令和6年3月29日

各

都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年4月1日以降の各加算の当面の取扱いについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実、質の高い発達支援の提供の推進、支援ニーズの高い児への支援の充実、家族支援の充実、インクルージョンの推進、障害児入所施設における支援の充実等を図るため、障害児通所支援及び障害児入所支援において、新たな加算の創設や各加算の見直しを行ったところです。

その中で、一部の加算の算定に当たっては、計画的な支援の提供を推進する観点から、必要となる取組等について個別支援計画に位置付けること、又は個別支援計画を踏まえて別途計画を作成すること等を求めているところ、令和6年4月1日以降の具体的な取扱いについて、下記のとおりお示いたします。

都道府県におかれましては、御了知の上、市町村に周知をお願いいたします。

記

1. 令和6年4月1日以降の各加算の当面の取扱いについて

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年こども家庭庁告示第3号）」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和6年3月29日付こ支障第94号こども家庭庁支援局長通知）において、算定に必要な要件等をお示ししているところである。

このたびの改定に伴い、別表「令和6年4月1日以降の新設・見直しにより計画の作成等が必要な加算一覧」に記載される各加算の算定に当たっては、計画的な支援の提供を推進する観点から、必要となる取組等について個別支援計画に位置付けること、又は個別支援計画を踏まえて別途計画等を作成すること等を求めているところであるが、個別支援計画への位置付けや別途計画の作成等には一定の期間を要することが想定される。

そのため、令和6年4月については、各加算の算定に当たり個別支援計画への位置付けや別途の作成が必要となる各計画等が、4月サービス提供分の請求を行うまでに実施・作成されることを前提として、当該加算の算定に係る支援の提供を行う時点で個別支援計画への位置付けや別途の計画等の作成がなされていない場合であっても、算定を可能とすることとする。各加算の取扱い及び留意点については別表のとおりであるので参照にされたい。なお、その場合にあっても、当該加算による支援について保護者に丁寧に説明し、同意を得るとともに、各加算の趣旨を踏まえた支援内容とすることに留意すること。

保護者への説明及び同意については、対面を基本としつつ、電話等による説明でも可能とするが、いずれの場合であっても、加算の趣旨等を丁寧に説明するとともに、個別支援計画への位置付けや別途の計画等を作成したのちには、改めて説明を行うこと。

また、加算の算定に当たり、個別支援計画への位置付けが必要となるものについては、個別支援計画の通常の見直し期間（6ヶ月に1回以上）を踏まえ、令和6年10月31日までの間は、別の様式（様式自由）に必要な事項を定めた上で、現行の個別支援計画と併せることにより対応することとしても差し支えないものとする。

なお、令和6年5月以降に新規で利用する障害児については、このたびの当面の取扱いの対象とはならないことに留意すること。

2. その他

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における各種加算の創設及び見直しに伴い、事業所の運営規程や重要事項説明書等の変更も必要となると考えられるが、各種書類の変更や利用者への説明等については一定の期間を要すると考えられる。そのため、令和6年4月1日までに全て書類の変更や利用者への説明等が済んでいる必要はないが、その場合であっても、令和6年4月以降、順次、速やかに手続を進めていただくようお願いする。

（「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日付事務連絡）の再掲）

以上

別表：令和6年4月1日以降の新設・見直しにより計画の作成等が必要な加算一覧

○ 児童発達支援及び放課後等デイサービス

加算名	算定要件（必要となる計画作成等の取組）	令和6年4月以降の当面の取扱い・留意点
専門的支援実施加算【新設】	○ 個別支援計画を踏まえ、理学療法士等によるアセスメントに基づく専門的支援実施計画を作成すること。	○ 専門的支援実施計画は、4月サービス提供分の請求を行うまでに作成することで差し支えない。 ○ ただし、理学療法士等によるアセスメントを踏まえて、支援の必要性について判断し実施すること。
延長支援加算【見直し】	○ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日付事務連絡）を参照されたい。	
子育てサポート加算【新設】	○ 個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること。	○ 個別支援計画への位置付けは、4月サービス提供分の請求を行うまでに位置付けることで差し支えない。 ○ また、個別支援計画の次回見直しまでの間は、別の様式（様式自由）に必要な事項を定めた上で、現行の個別支援計画と併せることにより対応することとして差し支えない。 ○ ただし、障害児や家族等の状況を踏まえて、必要性を判断した上で支援を行うこと。
入浴支援加算【見直し】	○ 入浴に係る支援の安全確保のための取組その他必要な事項について、安全計画（※）に位置づけられていること。 ○ 個別に配慮すべき事項その他入浴に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について個別支援計画に位置づけること。 （※） 運営基準により策定が義務付けられている安全計画	○ 安全計画の見直し（当該事項を計画へ位置付けるための見直し）は、4月サービス提供利用分の請求を行うまでに行うことで差し支えない。 ○ 個別支援計画への位置付けは、4月サービス提供分利用分の請求を行うまでに位置付けることで差し支えない。 ○ また、個別支援計画の次回見直しまでの間は、別の様式（様式自由）に必要な事項を定めた上で、現行の個別支援計画と併せることにより対応することとして差し支えない。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ ただし、入浴支援の提供に当たっては、アセスメントを行い、こどもの状態や特性等を踏まえて、安全性が確保される体制・環境（設備等）を整えた上で実施する必要があることに留意すること。 ○ なお、入浴支援加算においては、設備要件があるため、4月末日までに指定権者へ加算届を提出すること。
<p>通所自立支援加算【新設】 (放課後等デイサービスのみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所に係る支援の安全確保のための取組その他必要な事項について、安全計画（※）に定められていること。 ○ 個別に配慮すべき事項その他通所に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について個別支援計画に位置づけること。 <p>（※） 運営基準により策定が義務付けられている安全計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全計画の見直し（当該事項を計画へ位置付けるための見直し）は、4月サービス提供利用分の請求を行うまでに行うことで差し支えない。 ○ 個別支援計画への位置付けは、4月サービス提供分の請求を行うまでに位置付けることで差し支えない。 ○ また、個別支援計画の次回見直しまでの間は、別の様式（様式自由）に必要な事項を定めた上で、現行の個別支援計画と併せることにより対応することとして差し支えない。 ○ ただし、個々の障害児ごとの状態や特性について、事業所が必要な情報を十分に把握した上で、安全性を確実に担保して実施する必要があることに留意すること。
<p>自立サポート加算【新設】 (放課後等デイサービスのみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別支援計画を踏まえ、障害児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための自立サポート計画を作成すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立サポート計画の作成は、4月サービス提供分の請求を行うまでに作成することで差し支えない。 ○ ただし、学校との連携を行い、支援の実施において必要な情報等について共有を行う必要があることに留意すること。
<p>個別サポート加算（Ⅲ）【創設】 (放課後等デイサービスのみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別サポート加算（Ⅲ）の取扱いについては、別途お示しする。追って事務連絡を発出する予定。 	

<p>人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ） 【新設・見直し】</p>	<p>○ 対象児の状態や個別に配慮すべき事項等について個別支援計画に位置付けること。</p>	<p>○ 個別支援計画への位置付けは、4月サービス提供分の請求を行うまでに位置付けることで差し支えない。 ○ また、個別支援計画の次回見直しまでの間は、別の様式（様式自由）に必要な事項を定めた上で、現行の個別支援計画と併せることにより対応することとして差し支えない。 ○ ただし、言語聴覚士によるアセスメントを踏まえ、必要な支援を提供すること。</p>
<p>保育・教育等移行支援加算 【見直し】</p>	<p>○ 保育所等へ移行するための取組について、個別支援計画に位置づけること。</p>	<p>○ 個別支援計画への位置付けは、4月サービス提供分の請求を行うまでに位置付けることで差し支えない。 ○ また、個別支援計画の次回見直しまでの間は、別の様式（様式自由）に必要な事項を定めた上で、現行の個別支援計画と併せることにより対応することとして差し支えない。 ○ ただし、障害児及び家族の意向や課題等を把握した上で、必要な支援を提供すること。</p>
<p>強度行動障害児支援加算【見直し】 （児童発達支援）</p>	<p>○ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者により、支援計画シート等を作成すること。</p>	<p>○ 支援計画シート等の作成は、4月サービス提供分の請求を行うまでに作成することで差し支えない。 ○ ただし、研修修了者が有する専門性に基づくアセスメントを踏まえ、事業所内で必要な支援についてあらかじめ共有すること及び適切な助言を行える体制を確保した上で支援に当たる必要があることに留意すること。</p>
<p>強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ） 【新設・見直し】 （放課後等デイサービス）</p>	<p>○ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修又は中核的人材）修了者により、支援計画シート等を作成すること。</p>	<p>○ 支援計画シート等の作成は、4月サービス提供分の請求を行うまでに作成することで差し支えない。 ○ ただし、研修修了者が有する専門性に基づくアセスメントを踏まえ、事業所内で必要な支援についてあらかじめ共有すること及び適切な助言を行える体制を確保した上で支援に当たる必要があることに留意すること。</p>

○ 保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援

加算名	算定要件（必要となる計画作成等の取組）	令和6年4月以降の当面の取扱い・留意点
多職種連携支援加算【新設】	○ 対象児のアセスメント結果に基づき、多職種連携による支援の必要性について個別支援計画に位置付けること。	○ 個別支援計画への位置付けは、4月サービス提供分の請求を行うまでに位置付けることで差し支えない。 ○ また、個別支援計画の次回見直しまでの間は、別の様式（様式自由）に必要な事項を定めた上で、現行の個別支援計画と併せることにより対応することとして差し支えない。 ○ ただし、アセスメントを踏まえ、多職種連携による支援の必要性について判断し、実施すること。
強度行動障害児支援加算【新設】	○ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者により、支援計画シート等を作成すること。	○ 支援計画シート等の作成は、4月サービス提供分の請求を行うまでに作成することで差し支えない。 ○ ただし、研修修了者が有する専門性に基づくアセスメントを踏まえ、事業所内で必要な支援についてあらかじめ共有すること及び適切な助言を行える体制を確保した上で支援に当たる必要があることに留意すること。

○ 障害児入所支援

加算名	算定要件（必要となる計画作成等の取組）	令和6年4月以降の当面の取扱い・留意点
日中活動支援加算【職業指導員加算の見直し・新設】	○ 入所児童の将来の日常生活・社会生活の見通しを考慮した日中活動支援計画を作成すること。	○ 日中活動計画の作成は、4月サービス提供分の請求を行うまでに作成することで差し支えない。 ○ ただし、職業指導員により、入所児童の将来の日常生活・社会生活の見通しを考慮した上で、必要な支援を提供すること。
要支援児童加算（Ⅱ）【新設】	○ 心理担当職員が、対象児に係る心理支援のための心理特別支援計画を作成し、心理支援を行うこと。	○ 心理特別支援計画の作成は、4月サービス提供分の請求を行うまでに作成することで差し支えない。 ○ ただし、心理担当職員により、心理支援の必要性について判断して実施すること。

○ 共通

加算名	算定要件（必要となる計画作成等の取組）	令和6年4月以降の当面の取扱い・留意点
<p>家族支援加算【新設・見直し】</p>	<p>○ 個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること。</p>	<p>○ 個別支援計画への位置付けは、4月サービス提供分の請求を行うまでに位置付けることで差し支えない。</p> <p>○ また、個別支援計画の次回見直しまでの間は、別の様式（様式自由）に必要な事項を定めた上で、現行の個別支援計画と併せることにより対応することとして差し支えない。</p> <p>○ ただし、障害児や家族等の状況を踏まえて、必要性を判断した上で支援を行うこと。</p>